

ゴールデンウィークの救急医療体制

伊賀市応急診療所 (上之庄 1700-1 ☎ 22-9990)

【診療科目】 一般診療・小児科

【診療時間】 5月3日(土・祝)～6日(火・休)

午前9時～正午・午後2時～5時・午後8時～11時
※受付時間は、診療終了時刻の30分前までです。
※ゴールデンウィーク中の診療は、大変混み合い、待ち時間が長くなることが予測されます。

※診療体制確保のため、駐車場到着後に電話で症状を伝えてください。
※各種感染症検査(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症など)は行っていません。
※点滴・レントゲン検査・血液検査などはできません。
※健康保険証・各種受給者証・お薬手帳などを持参してください。
※クレジットカードでの支払いはできません。

二次救急実施病院

【実施時間帯】 午前8時45分～翌日午前8時45分

※岡波総合病院は午前9時～翌日午前8時45分

- ◆5月3日(土・祝) 名張市立病院
- ◆5月4日(日・祝) 岡波総合病院・名張市立病院
- ◆5月5日(月・祝) 岡波総合病院
- ◆5月6日(火・休) 名張市立病院

【問い合わせ】 医療福祉政策課
☎ 22-9705 FAX 22-9673
✉ iryoufukushi@city.iga.lg.jp



歯科診療

【診療時間】 午前9時～午後5時

- ◆5月3日(土・祝) 広島歯科医院 (平田 3418-2) ☎ 46-1748
 - ◆5月4日(日・祝) ふくち歯科クリニック (ゆめが丘 2-20-14) ☎ 22-2134
 - ◆5月5日(月・祝) 藤田歯科 (緑ヶ丘中町 1547-10) ☎ 21-6677
- ※事前に電話で確認し、健康保険証などを持参してください。
※上記以外の診療などについては、救急医療情報センター(☎ 059-229-1199)へお問い合わせください。

新しい奨学金制度が始まります

令和7年度から新しい奨学金制度「一人ひとりが輝く伊賀市奨学金」が始まります。令和6年度まで「伊賀市奨学金」を支給していた人は、令和7年度から「一人ひとりが輝く伊賀市奨学金」の申請をしてください。

○従来の伊賀市奨学金より所得要件を緩和します。
○高等学校等の1年生には入学時奨学金として1万円を加算します。
○給付型の奨学金で返済の必要はありません。
なお、伊賀市ササユリ奨学金については変更ありません。

【対象者】 次のすべてに当てはまる人
○本人・保護者とも市内に住所がある人(修学のため住所異動した場合を除く。)
○高等学校・専門学校・大学などに在学し、4月1日において30歳未満の人
○申請者と生計を一にする保護者の住民税所得割額の合計が1万円以下の人
○伊賀市が支給する他の奨学金を受給していない人

【支給額】 高等学校・高等専修学校など：7万2000円/年



1年生には1万円加算
○大学・短期大学やそれに該当する専門学校など：8万4000円/年

【支給時期】 8月(4～8月分)、12月(9～12月分)、3月(1～3月分)の年3回

【申込期間】 6月中旬から6月末までの予定
※令和6年度まで伊賀市奨学金を受給していた人には、6月上旬に申請書類を郵送します。

【問い合わせ】 教育総務課 ☎ 22-9644 FAX 22-9647 ✉ kyoui-soumu@city.iga.lg.jp



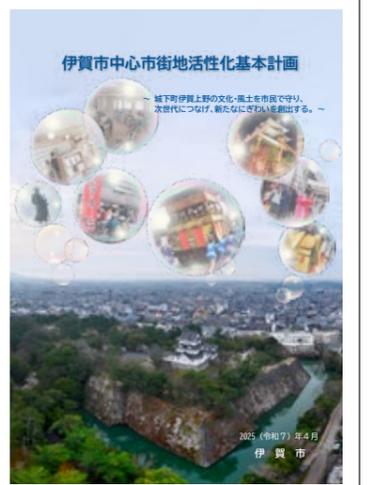
第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画を策定しました

中心市街地活性化基本計画は、まちなかのにぎわいづくりに官民一体となって取り組むことで、まちなかから周辺地域へ活性化の効果を波及させ、伊賀市の持続可能なまちづくりを推進していくための計画です。このたび、第3期の計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けました。今後は計画に基づき、さらなる中心市街地の活性化に向けた取り組みを進めていきます。計画の詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

■計画期間 令和7年4月～令和12年3月

■テーマ **城下町伊賀上野の文化・風土を市民で守り、次世代につなげ、新たなにぎわいを創出する。**

基本方針①	基本方針②	基本方針③
多世代が交流する、便利で住みよいまちづくり	回遊したくなるまちなかの魅力づくり	伊賀の強みを誇りとして継承するまちづくり
■主な取り組み ○忍者体験施設、交流型図書館、旧上野市庁舎の運営・活用 ○にぎわい忍者回廊のエリアマネジメント ○空き店舗の調査、物件情報の提供、活用希望者へのマッチング ○新まちなか市「伊賀マルシェ」の開催、チャレンジショップの場の提供 など		



【問い合わせ】 中心市街地推進課 ☎ 22-9825 FAX 22-9695 ✉ shigaichi@city.iga.lg.jp



木造住宅の耐震化を支援します

【申請受付開始日】 4月10日(木)
※いずれの補助事業も、工事などの契約・着工前までに申請が必要で、(各事業の申請期間は異なります。詳しくは市ホームページをご覧ください。)

◆木造住宅耐震診断事業
昭和56年5月31日までに建築(着工)された3階建て以下の木造住宅を対象に無料で診断します。(延床面積の2分の1以上を住宅として使用していること)

【木造住宅への補助】
診断の結果、倒壊する可能性が高い(評点が0.7未満)と診断された住宅の工事などに対する補助します。(住宅1棟限り)
○木造住宅耐震補強設計の補助
1棟あたりの補強設計に要する費用の3分の2(最大18万円) ※精密診断法による場合は最大34万円
※住宅が避難路沿いか1haあたり10戸以上の建て込んだ区域にあること
○木造住宅耐震補強工事の補助
木造住宅耐震補強設計に基づく改修工事1棟あたりの補強工事に要する費用の一部(最大157万5千円)

○リフォーム工事の補助
木造住宅の耐震補強工事に合わせて行うもので機能向上や性能向上を図るリフォーム工事に要する費用の3分の1(最大40万円)
※ただし、市内に本店・支店・営業所がある建設業者が施工するものに限る。
※他の補助金と併用はできません。
○耐震性のない木造空き家の除却
現に空き家となっている木造住宅の除却工事を補助します。
※住宅1棟の除却工事に要する費用の23%(上限20万7千円) ※ただし、市内に店舗がある建設業者が実施するものに限る。
○耐震シェルターなどの設置
耐震性のない木造住宅の1階部分に耐震シェルターなどを設置する工事(1カ所に限る。)
※設置に要する費用の2分の1(最大50万円)

◆ブロック塀の撤去費補助
【対象】 市内にあるブロック構造の塀で、公道道路に面し、道路からの高さが1mを超え、地震で倒壊または転倒の危険があるもの ※標準事業費(6千円/m)と工事費を比較し低い額の2分の1(上限15万円)

【問い合わせ】 住宅課 ☎ 22-9737 FAX 22-9736 ✉ jutaku@city.iga.lg.jp

